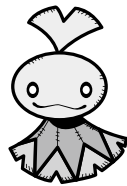


一緒に学ぶ  
一緒に活動する

# 差別なく、認め合う社会を



ミヤリー



ハッピー

「障害者差別解消法」がスタートし、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し、共に認め合う社会の実現がより一層求められています。そんな中、私たち一人ひとりにできることは何か。図書館での取り組みを交えながら、ミヤリーが友達のハッピーにいろいろな質問をしました。

互いの個性を尊重し  
共に認め合う社会を  
障害者差別解消法スタート

4月から始まった「障害者差別解消法」って  
どんな法律なのか教えて。

障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする「不当な差別的取扱い」や、障がいのある人から困っていることを取り除いてほしいと求められたときに配慮しないこと（「合理的配慮をしないこと」）を禁止した法律

本の良さを  
障がいを超えて  
伝えるために



佐藤 仁さん  
(点訳校正指導員)  
松川 展子さん  
(音訳校正指導員)

視覚に障がいのある人たちにも、普段私たちが読んで本を同じように読んでもらえるよう、中央図書館（明保野町）で点訳奉仕員23人・音訳奉仕員31人と点字版・音声版図書の作成をしています。

作業で特に心掛けているのは、「読みやすさ」と「分かりやすさ」です。イラストや同音異義語の漢字などがあると、その説明が必要になるのですが、くどすぎると物語の雰囲気壊してしまいます。原文通りに訳しながらも、読み手・聞き手をいかに引き込むことができるかを考えながら作業しています。苦労もありますが、利用者から「楽しかった。次も楽しみにしている」「本が読めることで生きがい持てた」などの声をいただき、一生懸命作った本がたくさんの人に読まれているのだと思うと励みになりますし、今では私たちのライフワークにもなっています。

▶視覚に障がいのある人からアドバイスをもらいながら一緒に作業をしているので、利用者の立場に立った、より読みやすい本を作れます。



共生社会をつくるため、たくさんの取り組みが進んでいるけれど、今回は図書館の取り組みを

## 障がい者サービスの先駆け 図書館の取り組み

だよ。この法律は、国や地方自治体、民間事業者を対象にしたものだけど、差別をなくすことは社会全体として必要なこと。僕たち一人ひとりがお互いを尊重して、認め合える社会「共生社会」をつくるためにできることを考えていく必要があるよね。

紹介するよ（下記参照）。中央図書館は、昭和56年以降、点訳・音訳奉仕員の養成講座や資料の作製・提供などのサービスを始めていて、当時の地方都市としては先進的だったんだよ。すごいね。ミヤリーも読書、大好き。その本の良さをみんなが共有できるのはうれしいね。たくさんの人に利用してもらいたいな。

障がいがある・なしにかかわらず、多くの人にサービスを知ってもらうって、取り組みを盛り上げていきたいね。

## 視覚障がい者向けの 図書館サービス

**1**点字・声の図書（雑誌）の貸し出し 約7,500点の中央図書館作製資料の他、全国の点字・テープ・デイジー図書を相互利用できる「サピエ図書館」を活用し、約90万タイトルの資料を郵送で貸し出すことができます。また、読み

たい本のリクエストも随時受け付けています。  
**2**対面朗読 中央図書館と東図書館（中今泉3丁目）で、朗読サービスを行っています。  
**3**テープ作製のための落語会 奇数月の第3土曜日に、「宇都宮落語研究会」による落語会を開催し、その様子を録音して希望者に郵送して

ます。  
**4**肢体不自由（1～6級）、要介護・要支援認定の人向けの図書館サービス  
**4**郵送貸し出し 図書・雑誌＝15冊まで、CD・カセット＝5点まで、DVD・ビデオテープ＝5点までを、貸出期間1カ月で、郵送貸し出しています。

◎1～4図書館の障がい者向けサービス申し込み方法 ■申込 直接または電話・送付・ファクス・Eメール（住所・氏名・電話番号を明記）で、〒320-0845明保野町7-57、中央図書館☎(636)0231、FAX(639)0740、✉tosyokan@lib-utsunomiya.jpへ。■その他 初回のみ障がい者手帳番号などの登録が必要です。◎この特集についての問い合わせは、「障害者差別解消法」＝障がい福祉課☎(632)2353、図書館の障がい者向けサービス＝中央図書館☎(636)0231へ。